

裁判資料にみる富士高校放火事件

——犯人像を中心に——

Fuji high school arson attack from trial documents:
Focus on criminal profile

酒 井 晃
SAKAI Akira

【要旨】 1973年に発生した富士高校放火事件について、警察がどのような犯人像を構築したのか、そのプロセスを、供述調書、公判記録から辿るものである。富士高校放火事件は法学やジャーナリズムで誤認逮捕事件として知られていたが、近年、被差別部落、定時制高校、同性愛などの要素が複合的に絡まった出来事として再認識され、議論が深められた。

第1章では、富士高校放火事件の概要を述べた。定時制高校生Aが窃盗容疑による別件容疑で逮捕されたが、警察は放火事件の取調べを長時間にわたって実施した。持病が悪化したなかで、有名人であるBとの同性愛関係を暴露されることを恐れ、自白強要へと至った。その後、支筆者たちの力を得て、無罪判決を勝ち取り、国家賠償請求訴訟を起し、勝訴した。

第2章では、供述調書で語られたAの複雑な家庭環境、貧困、社会的に不安定な地位をめぐる問題を、警察は怠惰で「性的異常」な人物像として構築したことを明らかにした。また、現場レベルにおいて、男性の放火犯＝「女性的」「性的異常者」とする議論を警察が念頭に置いていたことも分析に加えた。

第3章では、公判資料から自白強要の焦点となったBとの関係について、警察一検察と弁護側の応酬を分析し、あわせて警察一検察はAの性格やセクシュアリティを否定的に扱い、「性的異常者」像の構築をおこなったことを論証した。裁判では、自白強要については認定されたものの、セクシュアリティをめぐるプライベートな領域の捜査手法は、不問に付されたと結論付けた。

はじめに

本稿では、1973年に起こった富士高校放火事件の裁判記録をもとに、警察がいかに被疑者となったAを犯人にしようとしたのか、その構築プロセスを通じて、Aの社会的な環境や経歴、パーソナルな性格を犯罪視した実態について詳述する。富士高校放火事件とは、都立富士高校で発生した連続放火事件であり、当時定時制高校生だったAが警察により不当に逮捕・拘禁された事件である。警察の執拗な取調べにより自白を強要されたものの、Aは公判で無罪を主張、東京地方裁判所、高等裁判所でいずれも無罪判決が下った。のちに国家賠償請求をおこない、こちらも勝訴判決を得ている。

裁判闘争の過程では、多くの支援者やルポライターらがこの事件の不当性を訴え、Aが有名人であるBとの同性愛関係を暴露されることを恐れ、自白を強要されたことを明らかにしている。また、被差別部落出身であること、定時制高校生であることで、警察による疑惑を深め、誤認逮捕につながったことを厳しく批判した。

事件の概要については、日本弁護士連合会人権擁護委員会がまとめた『誤判原因の実証的研究』¹⁾が著名である。そこでは、法学的な観点から、事件を整理しており、法理論の議論を援用

しつつ、不当逮捕されたことを実証している。一方、同時代のゲイの動向を記した『オトコノコのためのボーイフレンド』では、男性同性愛への偏見が事件を発生させたとし、「ゲイに対する偏見と最も密接につながっている例」²⁾と述べている³⁾。他にも言及している著作はあるものの、おおむね事件の概説を説明するものにとどまっていた。

近年、社会学者の石田仁が事件の視野を一気に広げる研究を発表した⁴⁾。石田は、法理論関係の記事や一般メディアの記事において、事件全体の事実関係を抽出するとともに、定時制、同性愛、被差別部落の側面の何を重視して語るのか、同時代の資料群を等価に置き、それぞれ異なる書き手が何をしようとし(可視化)、何を見ないようにしたか(不可視化)について、詳述する。さらに石田は、放火の動機が警察によって構築され、新聞記事がそれを拡散させたにもかかわらず、裁判ではそれが不可視化されたと指摘する。また、拙稿においては、定時制高校差別は後述する「A君を守る会」が強く主張し、被差別部落は部落運動の担い手によって主に書かれ、同性愛はA自身が力点を置いて語ったが、同性愛が他の社会的属性に比べ、周縁化されていったことを明らかにした⁵⁾。

本稿では、石田、拙稿の分析を引き継ぎつつ、警察がいかなる偏見を持ち、Aを犯罪視したのかを供述資料や公判資料などの裁判資料を用いて明らかにする⁶⁾。供述調書では警察によって、A自身がいかに「異常」な人物であるかを、その性格・経歴から構築しようとしたことを検証する。公判記録においては、警察は同性愛関係暴露による自白強要をしていないと訴える一方で、Aの性格や経歴の「異常性」を訴える戦略を取り、犯罪をした人物に仕立て上げようとしたことを分析する。前掲の石田の論考においても、裁判過程で「『動機の自白』について、相当なやりとりがあったものと思われるが」⁷⁾と推測しているが、本稿では、その過程も明らかにする。

なお、2023年現在、残念ながら誤認逮捕された者の消息は不明であるため、単にAと呼び、支援団体の「守る会」も苗字が記されているため、「A君を守る会」と記す⁸⁾。Aと同性愛関係にあったとされる人物をB、Aの放火容疑を証言した定時制生徒についてはCとする。また、取調べをおこなった警察官の氏名は煩雑さを避けるため、イニシャルも含めて本稿では名前を伏せることにし、今回は「……」で記す。最後に裁判資料の分析については、紙幅の関係で地裁判決(1975年3月7日)までとし、高裁や国家賠償請求については、稿を改めて論じることとする。

1. 富士高校放火事件の概要

1.1 Aの逮捕経緯

富士高校放火事件はどのような経過をたどったのだろうか⁹⁾。富士高校放火事件は、事件発生からすべての裁判が終結するまで約15年と膨大な年月がかかっており、本章ではAやその支援者らが残した記録から、事件の経緯を紐解いていくことにする。

1973年9月23日正午ごろ、東京都立富士高校(中野区弥生町)で1年A組の教室から煙が上がった(1回目の火災)。この日は休日ではあったが、模試の試験や文化祭準備のため、生徒が多数登校しており、同教室からの出火はすぐに消止められた。しかし同日夕方、2回目の火災が発生し、同教室から再び出火した。その後10月26日午前2時半過ぎに3回目の出火が新館(北館)の2階化学準備室前の廊下、1階1年A組教室前廊下、1階1年B組教室内でそれぞれ発生した。

3回目の放火事件を重くみた警察は、警視庁捜査一課と中野署が合同の捜査本部を設け、事件

の捜査を実施した。高校が事件発生現場であったことから、全日制・定時制高校生の犯行が疑われ、高校側と協議の結果、警察が学内の印刷室を使用し、教師立ち合いのもとに聞き込みをするという捜査手法がとられた。こうした措置は生徒からの反発があったものの、聞き入れられず無視された。

その後、警察は全日制の生徒を捜査の対象から外し、定時制の生徒に、放火容疑を絞ろうとする。Aは誤認逮捕を訴えた手記において、法廷内で「警察官は、『全日制の生徒さんについては、身上書等を調査した結果、家庭内に問題のない良家のおぼっちゃん、おじょうちゃんばかりですからそれ以上捜査の必要はないと判断しました』という意味の答えをした。」¹⁰⁾と証言しており、全日制の生徒を捜査から外したのは、「家庭内に問題のない」からという理由を挙げている。事件が起こった都立富士高校の全日制は戦前の東京府立第五高等女学校の系譜を引いており、いわゆる進学校として名が知られていた。一方で、定時制には何らかの事情で高校へ行けなかった者や貧困を抱えた生徒が数多く在籍しており、「A君を守る会」を主導した全日制の生徒である石井彰の言葉を借りれば、「自分の学校から犯人が出たことのショックと、それが定時制という他の学校からだったことで、ホッと一息つけたと感じた人が多かったのではないだろうか。」¹¹⁾と全日制の生徒が定時制の生徒を「他の学校」と認識していた者も多かったとAの逮捕時を振り返る。

警察はこのような定時制への偏見を利用し、容疑者を割り出そうとする。そして生徒の取調べ時は教師が立ち会うとした取り決めも定時制生徒には適用されず、社会的環境や出自、あるいは学校から警察に渡ったとされる「ブラックリスト」の「問題児」を警察は次々と呼び、聴取をおこなった¹²⁾。こうした強引とも呼べる手法によって進められた捜査で容疑者として浮上したのが、定時制生徒のCである。Cは事件当日の午前1時ごろマラソンをして校舎に入ったこと、加えて新聞で放火事件を報じた犯人らしき人物像の「二十歳くらい、白っぽい服」に自身が該当しており、犯人にされるのではないかと恐れ、事件当夜にAを目撃したと証言している。

その結果、警察は11月12日にAに任意出頭を求め、警察官や消防署員などの制服の窃盗で逮捕した(別件逮捕)。逮捕されたAは窃盗については容疑を認めたが、放火については認めなかった。これに対して警察は執拗な取調べをおこなう。Aは事件当日に自宅で酒を飲んでおり、そのまま寝ていたと主張するが、警察はそのことについては否定し、Aに対してある脅しをかけたのである。それがBとの性愛関係である。Bは既婚者で著名な人物であり、Aへ生活費や学費を援助していた。警察はBとの性愛関係を暴露されたくなければ放火を自供せよと迫る。警察は連日にわたり長時間の取調べをおこない、さらにはAの自尊心を喪失させていく言葉を次々に吐いた。そしてついに、Aは11月20日に犯行自供することになる。その間、Aは持病(痔)を患っており、体調が相当悪化したため、11月22日から病院で診察を受け、12月1日～15日の間に拘留執行停止を得て、手術を受けている。病院での診断から手術まで10日ほどを要しているが、その間も取調べは続き、椅子に座ることが困難であったため、中腰の体勢でのやり取りだったという。長期拘留されたのは、警察・検察の調書作成時において、自供の内容が曖昧、かつ食い違ったための措置だった。

のちに裁判の過程で明らかとなったが、出頭拒否や黙秘権、弁護人選任権の告知も全くなされていなかったという¹³⁾。警察はAの「自供」後、「科学的」な裏付けを取るため、ポリグラフ捜査(記憶検査の一種)をおこなった。なお、Aの別件逮捕は11月12日だが、富士高校では4回目(74

年9月18日)、5回目(75年4月17日)の火災が発生している。

1.2 裁判闘争の広がり

メディアではAが逮捕の際、事件の概要とともに、容疑者として顔写真入りで報じられている。報道のされ方については次章で詳述するが、警察の供述調書の人物像そのままに、Aの動機や行動が性的な事柄と結びつけられた。

73年12月7日に生徒有志は校長と直談判を試み、Aの退学処分決定の保留などの裁判支援にかかわること、全日制と定時制の施設利用改善の二点を申し入れた。学校はそれを受け、話し合いに応じる姿勢を見せたものの、Aの起訴(73年12月28日)、東京拘置所移送(74年1月16日)後も、具体的な行動を示すことは無かった。そうしたなかで74年3月15日、学校側は担任がAと面会し、「自主退学」を迫ったという。逮捕という事実を重く見た学校側の判断は、Aや彼を支援するグループによって、その後厳しく批判されることになる。このように高校からの公的な支援はほとんどなかったのである。

加えて、Aは初公判(74年2月28日)の前日に国選弁護人の百瀬和男とようやく面会することになり、Aは警察から弁護士は信用ならない職業だと吹聴されていたため、不信感を持っていた。Aは自暴自棄の状態で、投げやりな態度で裁判にのぞもうとしたため、百瀬は本当に犯行をしたかどうかを尋ね、そのやり取りのなかでAが犯行を否認する話をしたため、百瀬は疑問を持ちつつも、無罪立証へ動こうと活動を展開する。

初公判では検察側から公訴事実が述べられ、窃盗容疑も含め懲役8年が求刑された。Aの手記には、冒頭陳述書で「被告人Aは、性的異常者、いわゆるホモで、……Bの男妾として、その世話を受けるかたわら、定時制高校に通学して、その異常な性欲を満たすため、年若い男子生徒を漁り、欲望の餌食としていたものである。」¹⁴⁾とAの性格や性的欲望から事件が発生したと検察側は主張したことを回想する。そしてBが東京を離れている間、同性愛の相手もおらず、また友人も中間試験のため訪れなかった寂しさから、放火を実行した動機が読み上げられた。放火事件は「特異」な人物による「異常」な犯行であり、自白による証拠が挙げられているという警察—検察の法廷戦略に対して、Aはそれらに反証を用意しなければならず、圧倒的劣位に立たされていた。

公判開始後の第3回(74年3月25日)時において、富士高校の有志の生徒は学校への不信感から裁判を傍聴し、その際、Aの無罪の訴えを聞き、74年4月末に卒業生・在校生数人により、Aへの支援を積極的に進めるため、「A君を守る会」を結成する。同会は事件を社会に訴え、法廷外での闘争に乗り出す。また、Aの保釈を裁判所に認めさせようとするための資金集めにも奔走し、さらには、無罪立証に向けて、事件前の校舎配置図や状況を調べる裁判支援等も展開した¹⁵⁾。この当時、Aは住む家がなく(警察が処分したという)、母親が住む大阪と一緒に居住することを条件に、保釈金のカンパを集め、74年7月4日にAの保釈が認められた。学校側に対しては警察を常駐させたこと、警察へ「問題児」の「ブラックリスト」を提出したこと、「自主退学」にしたことについての「公開質問状」を提出するが、やり取りは不調に終わった。その他に、Aは74年10月に『終末から』(筑摩書房)に手記を公表し、支援の輪をさらに拡大し、市民集会などにパネリストとして出席、誤認逮捕事件の被告人として事件の不当性を訴えた。このようにAや支援者たちの行動によって、警察による強圧的な捜査手法が明るみになっていったのである。

1.3 無罪判決から国家賠償請求訴訟へ

裁判では自白強要の有無や自白にかかわる事実関係が激しく争われた。ここでは、①事件当夜 A を見たとする C 証言、②自白調書をめぐる問題、③犯人しか知りえない情報（「秘密の暴露」の有無）、④犯行当時の行動について、その概要を述べる。なお、動機にかかわることについては、3章で詳述する。

①の C の証言はその真偽が争われたものの、事件当夜は真夜中をすでに過ぎており、強い明りも無いなかで、人を判別するのは困難であると結論付けられた。②の自白調書の信憑性については、争点が数多く存在したが、結果的には A の主張が認められ、裁判では「取調官において、被告人のいうとおりのままの表現であったかどうかはともかくとして、少なくともそのような[脅しのような]趣旨にとれる言動をもって被告人に自白を迫った疑いが強いと言うべきである。」¹⁶⁾と自白強要があったことを認定した。また、長時間の取調べを問題視し、窃盗容疑にかけた時間は多く見積もっても約 20 時間、放火容疑は 90 時間 34 分を超えるものと推測し、自白強要の圧力があったと判断している¹⁷⁾。

③の「秘密の暴露」については、A の供述から警察が知り得た情報は二点だけであり、それらは化学準備室前廊下の放火の媒介物（延焼物）と侵入口の窓の施錠の有無であると認定した。前者は「自分の教室から参考書二、三冊を使用した」¹⁸⁾と供述しているが、裏付けが取れないとして、証拠採用はされなかった。後者は警察による誘導の可能性を示唆している。このように暴露された秘密の二点とも疑問符が付されており、先の②の自白の信憑性との関連で、自白が根拠の薄いものとして扱われている。

④の犯行当時の行動については、放火に使用した延焼物についての供述が一貫していない点が挙げられた。具体的には、化学実験準備室前廊下の延焼物は紙→ガソリン→ボロとワラ半紙→参考書二、三冊と供述を変えており、1年 A 組、B 組で火をつけた方法についても曖昧に答えている。判決では、「およそ、放火の実行行為と言え、放火の自白中動機と並ぶ最も重要な点であると思われるが、この点において、被告人の供述が、かくも転々と変るのは、いかなる理由によるのであろうか。」¹⁹⁾と、事件当日の行動が酒に酔っていたとはいえ、供述が二転三転しているのは単なる記憶違いではなく、警察による誘導の可能性があったと述べている。そして検察が主張する自白内容の描写が具体的である点も、事件現場が A の通う学校であり、十分な知識があった点などを考慮して、その信憑性に疑問が付されている²⁰⁾。加えて重要な点として、事件当時非常ベルが鳴ったにもかかわらず、それについて供述では全く触れられておらず、「このような重要な部分が自白から欠落しているのは、被告人が、真実体験しない事項を供述しているからではないだろうか。」²¹⁾と推測している。

このように裁判では、警察の取調べを厳しく批判し、B との関係を暴露されたくなければ、自白するように迫られたと判断し、警察で取った 25 通の自白調書を別件逮捕による違法な取調べとして認定し、証拠採用はしなかった。ただし、検察で取った自白調書（4 通）は手術後で身体が安定したあとに聴取したものであり、警察からの圧力下で取られていないとして採用した。結果、75 年 3 月 7 日、東京地裁で判決が下り、A は窃盗については懲役 1 年 6 ヶ月（執行猶予 2 年）、放火については無罪となった。

一審判決では、A の無罪判決が下され、警察による別件逮捕の違法性をメディアが大きく取り

上げられた。Bとの関係も「親しい関係」と触れた上で、Aが無罪を主張した理由を紹介しているものの、個人的に世話になっている関係であるとし、自白強要による同性愛関係の暴露については報じられなかった²²⁾。

その後、検察は一審判決を不服として、75年3月20日高等裁判所へ控訴し、78年3月29日に控訴審判決が言い渡され、一審判決で認定された別件逮捕の違法性については、適法とする判断をおこなった。別件逮捕による取調べは違法とされなかったものの、Aが警察の影響下で自白調書が作成されたと認定し、無罪判決を下している。なお、弁護士の百瀬和男は「別件逮捕・取り調べについて違法性がないとしたのは、違法性の限界を狭く解釈したもので、不満だ。」²³⁾とコメントしている。78年4月12日、検察は上告を断念し、判決が確定する。

また、同年8月2日、Aと支援者らは警察や検察の不法を訴えるため、警察による取調べを違法であったとし、特別公務員暴行陵虐罪で告訴したが、10月28日に不起訴処分となった。その後、国(検察)と都(警視庁)に対して慰謝料1780万の支払いを求めて国家賠償請求訴訟をおこなう。84年6月29日の判決は、国と都に240万の支払いを言い渡した。別件逮捕については適法としたものの、自白の誘導及び同性愛関係を理由とした脅迫については、その事実を認定した²⁴⁾。84年7月11日、都と国が控訴し、87年12月24日高等裁判所で判決が下った。裁判所は警察による別件逮捕は限度を超えたものであったと認定し、一審判決を上回る360万円の支払いを都に対して命じたが、国の責任は認められなかった。

結局、都と原告の双方が上告しなかったため、88年1月8日国家賠償請求訴訟は決着した²⁵⁾。Aは裁判では無罪判決を勝ち取り、国家賠償請求訴訟においてもその不当性が認められたにもかかわらず、「元被告」ということが重い足かせとなり、この間、定職につくことができずにいた。国家賠償請求訴訟の際は「塾経営」を名乗っているが、その後の足取りは不明である。事件の概要は以上となるが、次章以降では供述調書と公判資料を用い、警察がAを「異常」な性格によって、放火事件を引き起こした犯人像をいかに構築したかを論証する。

2. 警察による犯人像の構築

2.1 Aからみた取調べの状況

まず、警察による取調べがいかなるものであったのか、Aの手記から、その一端を見てみよう。前章で触れたように、警察はAに対しては別件逮捕後、連日取調べをおこなった。Aは手記のなかで以下のように告発している。

私はびっくりした。Bさんを妻子共々、警察に呼び出して調べるという。私とB氏との間柄は、他人にはもちろん、とりわけ家族には、絶対に知られてはならない関係である。「どうかそれだけは止めて下さい!!」と哀願する私に、……警部は、「お前とBとの関係を、新聞・テレビ等に発表する予定だ。三流週刊誌などは喜んで書き立てるぞ!!」「そうならば、Bの社会的地位も名誉もおしまいだ。Bはもういいかげんジジイだから、ショックで死ぬかもしれない」「妻や子供に、同性愛関係の事が知れたら、家庭は破壊してしまうだろう」「長年の間世話を受けていながら、そんな事になってもお前は平気なのか」「それでもお前は人間か。犬でも三日飼えば恩を忘れないのに、お前は犬にも劣る畜生だ」等と、私が一番心配してい

た事態をならべ立て、「恩知らず」という私の一番嫌いな言葉をあびせた。[中略]

……警部は側の刑事に向って、「BとBの女房、子供をここへしょっぴいて来い!!」とさしずし、「記者会見の手配をしろ!!」と命令した。その言葉で私の心は決った。

「もうどうでもいい!! 刑務所へでもどこへでも行こう!! そうすればBさんにも傷がつかずにすむ!!」²⁶⁾

警察はAの人格そのものを否定し、強烈な同性愛嫌悪(ホモフォビア)を全面に押し出した取調べをしたという。AはBとの関係が知られ、同性愛関係が暴露されることを何よりも恐れていた。また、警察はBが既婚者であるため、Bの家族関係が壊れてしまうと脅し、Bから世話を受けているのに、迷惑をかけるかと圧力を加える。

Aの手記は臨場感を持って迫ってくるが、長期間の拘束でメモも残せず、したがって記憶に頼って手記が構成されているため、裁判過程においては、弁護側、警察側双方とも、その真偽を争っている。その点については次章で触れたい。いずれにせよ、こうした圧力のなかで記されたときされる供述調書は、Aの生い立ちや経歴から書かれ、放火の動機について、それらと密接結びついて語られている。次に供述調書のなかのAはいかなる人物として語られたのかを検証する。

2.2 供述調書で語られるA

供述調書では、事件発生前のAの生い立ちが詳しく記されている。まず、記述の検討の前にジャーナリストの八木晃介らの記事からAのプロフィールを確認しておこう。Aは1944年9月4日兵庫県生まれ。父方の祖父は被差別部落出身であったという。4歳の時、母親がAを連れて家を飛び出す。小学校5年生には父親のもとに帰される。Aはこうした複雑な家庭環境で勉強に集中できない時期もあったが、中学卒業前には480番中5番以内の好成績にいた。しかし、高校には行けず、就職活動をするが不採用となる。その後、四条畷高校(定時制)に通い、在学中に大阪府労働部職業訓練課へ就職したが、同性との恋愛関係が破綻し、自暴自棄になり役所の金に手をつけ、自殺未遂をする。地元での生活に行き詰まりを感じていたため上京し、新宿のゲイバーに勤めた後に、Bと知り合い、金銭の世話を受けつつ、都立富士高校(定時制)に入学した²⁷⁾。

貧困や家庭内での不和、加えて被差別部落出身であったため、学業の継続や就職に関して、困難の連続であったことは容易に想像される。こうした点を供述調書では、Aの性格の「異常性」や逸脱した家族関係として描いている。たとえば、母親は「男好きの女で色狂いだ」と云つてます²⁸⁾とする描写があり、Aは自らを「母は私によくにてる方で余り見にくい顔はしてません[。] だらしのないこと[、] みえつぱりの処など私と母はよく似ています²⁹⁾と母親の性格が似ていると、心情を吐露する語りが存在している。また、飲酒を好むのは、母親が「酒乱」であるとする記述も見える。

小学校時代の出来事として、『『かえる』を紙袋の中に入れて火をつけて焼き殺し³⁰⁾と動物を虐待したことで、「異常な性格」になった来歴が語られ、別件逮捕された事案であった制服窃盗を繰り返すうちに、「無意識のうちに富士高校に対する放火事件につながつて来ていると思えます³¹⁾と、放火の動機が告白されている。

供述調書で語られるAは、自らは犯罪に手を染める性格であり、放火事件と成育環境の「異常性」が際立つものとなっている。Aが語る自己像は、努力もせず、虚栄に満ちた生活にあこがれ、しかし、それが果たされないと大酒を飲んで憂さを晴らすことで不満を抑えていたとする。加えて、自分の失敗を周囲が「妨害」をするからと、他人を逆恨みする人物像になっている。富士高校の入学目的も、若い男性との交際が目的であり、授業も全日制に比べ「程度が低い」として、学歴社会へのコンプレックスをにじませる。そして、放火をした直接的な動機については、学業に身が入らなくなり、定期試験に入ったことで、下宿先に訪ねて来る友人がいなくなり、「寂しくなった」という理由で、犯行に及んだと結論付けられていく。

Aの語りは供述調書において、幼少期から放火事件までを一直線でつなぎ、その結果と理由を跡付けるように構成されている。次に、放火事件を犯すに足る性格付けとして、Aを「女性的」な人物として描かれている点を見ていく。

2.3 「女性」と放火

Aは供述調書で自身の性格を「私には女性的な面が強いので寝るときの身だしなみはよいのです」³²⁾と述べ、「女性的」であることを強調している。同時代には、放火事件を「女性の犯罪」とみなした言説があり、警察はそのことを念頭において、放火の動機を構築したと思われる。

たとえば、東京医科歯科大学教授で、精神医学を専門とする中田修は、「放火犯人の実数ではたしかに男のほうが女よりも多いが、相対的には放火は女に多いといえる。そうだとすると、放火は女性的な犯罪であり、たとえ男が放火をしても、その者は女性的な男ではないかという推定が可能となる。実際に筆者が調査した資料のなかには、小心・内気・無力・敏感な性格の者が比較的多く、このような性格は一面女性的である。」³³⁾と、男性の放火犯を「調査した資料」から抽出する。それによると、男性の放火犯は、保険詐欺のような実利的な目的が主であって、それ以外の動機を有する人物は「女性的な男性」であるとする。そして中田の「調査」により、男性と女性の放火犯の動機は異なる傾向にあると断じる。こうしたジェンダーに基づく性格付けによる動機の解明を富士高校放火事件の捜査班も十分認識しており、Aを「女性的」で、「怨恨」を秘めた人物として、その像を形成しようとする。

「女性的」な像を構築しようとする警察の姿はAも書き留めている。定時制高校のある生徒が取調べでAについて、「僕の部屋に『花が生けてある』と言ったら、刑事が勝手に『男のくせに花を生ける様な女性的な変質者です』と書かれてしまったと、判決のあとで君は僕に言っていたね。」³⁴⁾と、Aの挙動すべてを「女性的」「変質者」と結びつけようとする。警察はAの身辺調査を広範囲に設定し、放火の動機をAの家族関係、貧困、性格、ゲイバー勤務による「性欲」の強さ、寂しさ等、本人に帰すべき「原因」として探り、凶悪犯像を構築しようとした。同性愛関係による強要もあったが、Aの不安的な社会的位置を利用し、放火犯罪者として仕立て上げたのである³⁵⁾。こうした供述調書の記述は、拡散し、放火事件の報道の仕方を規定していく。

2.4 新聞報道で語られる A

A が逮捕された 73 年 11 月 24 日の新聞では、一斉に A の顔写真入りで放火容疑の報道をした。『朝日新聞』では、「[兵庫] 県内の定時制高校を数カ月で中退、工員やバーのボーイなどを転々としていたが、高卒の資格を取るため、今年 [1973 年] 六月、同 [富士高] 校に入学した。内気で口数も少なく、全日制の生徒に対するコンプレックスなどから、うさ晴らしに火をつけた、という。」³⁶⁾と「全日制生徒へのコンプレックス」が犯行動機として語られている。さらには職を転々とする様子が描かれ、「自堕落」な性格を有する人物像となっている。

『読売新聞』では、友人への疎外意識により放火をおこなったことに加えて、「A は、年をとっているため、同級生が相手にしてくれず、学校がいやになり、火をつけたと言っている。[11 月] 二十四日、同課員が A の部屋を調べたところ、きれいにプレスした警察官、消防官、国鉄、地下鉄職員の制服が六畳間の押し入れにピッシリあった。これは、ゲイ・バーにつとめたこともある A が、男らしい制服にあこがれ、都内の交番や消防署などに忍び込んで盗んだものとわかった。」³⁷⁾と、A のセクシュアリティや人物評にも言及している。

新聞報道では、A がゲイバーに勤めていたことや制服を盗んだ動機を「男らしさ」の憧れであり、放火事件の原因が、そうしたセクシュアリティの逸脱にあったと捉えようとする。つまりは、「男らしい」制服を盗んだ「異常者」がさらに凶悪な犯行を実行したとする書きぶりである。また、逮捕時の『読売新聞』は「消防署員などに対する A の異常な関心が、屈折して放火の動機になったのではないかとみている。」³⁸⁾と、警察の情報をそのまま報じている。供述調書と報道の姿勢はほぼ同じであり、A の性格と放火事件を結びつけている。次章では、法廷での供述調書の真偽や A の性格がどのように語られたのかについて検討していく。

3. 裁判過程における A の動機・人物像

3.1 警察による A の語り

裁判開始直後から、先に述べたように A への取調べについて、B との同性愛関係を利用した自白強要であったことが争点になっていた。第 4 回公判において、A の弁護人が警察側を厳しく追及している。

[弁護人] 被告人は、放火を認めなければ B のじいさんの社会的地位を抹殺するぞとか、家庭をめっちゃめっちゃにするぞというようなことを証人からも……氏 [刑事] からも言われたと言っているのですが、どうですか。

[刑事] 受け取り方が違います。確か学校の先生、同級生に近所の喫茶店に行つて、俺のおやじは有名な B さんであると、B さんが大阪に来たときに、大阪で出来た子だと、被告人が言っていることは、事前に判つておりました。それが本当かどうか、君のほうから言わなければ調べるという意味で聞いたのです。

[弁護人] そういうことは本人も認めているし、証人のほうでも調べて判つていでしょう。本件放火を認めさせるために B さんを持ち出して、家庭を破壊するとか、社会的地位を抹殺すると、証人が言つたかどうかを聞いているのですよ。

[刑事] そういう意図のもとでは言っておりません³⁹⁾。

警察は単にAの身辺調査をおこなっただけであり、自白強要をするためにBとの同性愛関係をAに聞いたわけではないと証言している。それでは「どういう意図」で取調べをおこなったか。「学校に提出してある書類ですが、高校に入るとき中学校から成績証明をとるようですが、その書類の生年月日が改ざんしてあるのです。最初の基礎捜査の段階で彼(被告人)は生年月日をごまかしているの、これは解明しなくては行けないと、それから、先生に話している身の上が納得出来ないの、本人に聞いたのです。」⁴⁰⁾と、Aが取調べに非協力的であり、信用のおけない人物であるため、詳しく調べる必要性があったからと訴える。警察はAを疑わしき人物であり、放火という犯罪の性質上、動機や犯行当日の挙動を含めて、「真実」を探求するために身辺調査を徹底的にすることは当然であるというスタンスを取っている。取調べを担当していた他の刑事も同様の主張を展開し、「私は何しろうそをつく性格だと思いましたから。」⁴¹⁾と、Aの事件当日の証言や身辺調査の受け答えが曖昧であったため、厳しく追及したと振り返る。こうして裁判における警察と弁護側の応酬は、取調室という、いわば密室で起こった出来事に対する真偽に焦点を当てているものの、それを明らかにすることは公判では限界があった。警察側は「真実」を明らかにするため捜査を適法であったと主張し、弁護側はAの主張を受けて同性愛関係による自白強要があったとする論を展開しており、平行線をたどっていた。

ただ、警察は検察と連携しつつ、捜査の適法性を訴えている点は見逃せない。犯行当日、Aは深酒をしており、裁判でも証言や「事実関係」をめぐる、警察側・弁護側双方の言い分が激しく争われていた。放火という物的証拠が残りにくい状況にあり、検察はAが自白強要の材料とされたBとの同性愛関係暴露に疑問を呈する発言をしている。

[検察官] それから、Bさんは十一月一五段階で、すでに、参考人調書を取られていたわけですが。

[被告人] 私は知りません、来たということも聞かされていません。

[検察官] あなたの前の供述では、一六～七段階では、まだ、Bを認めないとしょっぴいてくるぞと言われたと、述べていますが。

[被告人] Bさんが来るのは、いたし方がないと私は言いました。当然私と関係があるんですから仕方がないんですが、家族と一緒にしょっぴいてきて、関係をばらして週刊紙にばらして家庭を破壊してやる。地位や名誉を目茶苦茶にしてやると言われたんです。

[検察官] その点ですけれども、しょっぴいてくるというのは、ことばとして、状況に合わないようだが、そういうことばを使いましたか。

[被告人] 使いました。間違いありません⁴²⁾。

1973年11月12日の別件逮捕時には、Aは窃盗事件には認めたものの、放火事件は一貫して否定していた。検察は11月15日時点ですでにBが警察に参考人調書を取られたとする事実を提示し、同性愛関係を理由として放火否認から自白に転じるのは「状況に合わない」と述べ、Aの自白強要をめぐる、疑問を投げかけている。検察はAの「異常性」が語られた供述調書によって、公判を維持できると考えており、その点で警察—検察の齟齬は無かったと思われる。

このようななかで、Aは公判中に警察—検察の連携を批判し、「検察官は論告の中で様々な私

の性格や過去の行動をあげつらい、本件放火は、被告人の^{【ママ】}特異な性癖が動機・原因をなし、本能に根ざすものであると断定しているのですが、これは不当な警察の見込み捜査の方針を、そのまま拡大し、強調した、おそるべき論告と言わざるを得ません。検察官の意見は、事実の究明など、どうしても良く私の生い立ち、性格、同性愛関係、窃盗の事実などを総合して放火本能があると決めつけ、故に本件の放火の犯人であるというものであり、警察官の『犯人Aは放火をするがい然性が高い、だから犯人だと思った』という証言よりも、なお一層ひどいものであり、反論する事すらバカバカしいものであります。本能に根ざすとは、いかなる根拠から出ている言葉でしょうか。』⁴³⁾と、自らの生い立ちや生活環境までも含めて犯罪視する警察—検察の姿勢を強い口調で反論を試みる。Aの主張は現在からみると、しごく真つ当なものとうつつるが、警察—検察がAの性格や経歴から放火犯であるに違いないと断定し、公判を維持できると見込んだ点を勧案すると、Aや支援者たちが相当劣勢に立たされていたのである。このことは後述するように、公判の争点のなかで周縁化されていったのである。

3.2 公判における警察のAの人物像

警察は「真相」究明のための捜査という大義名分を掲げながらも、Aの「異常性」から放火犯であると公判時の弁論で述べている箇所がある。

そして、どうも、この人は[A]、いやらしい、女みたくないやらしさがあるんだと、そして、隣の部屋で、お金が、なくなっていると、あれはAさんが、来た時に、なくなっているんだ、という話やら、ちよくちよくと、六十才代の品のいい、和服姿のおじいさんが、尋ねてきて、しばらく、部屋にいて、帰って行くと、こういうことがわかり……⁴⁴⁾。

警察はAが金銭を盗んだ疑いを聞き込みから得たこと、また、Bとの同性愛関係をもとにした金銭の授受があったことを指摘し、そうした関係を「女みたくないやらしさ」と強調している。供述調書で繰り返された性格や生活態度の「異常性」を、公判時において再度、警察はAが放火をする人間であったとする戦術を用いる。警察は、Bとの同性愛関係による脅迫はおこなっていないと主張するが、Aという人物は信用の置けない人物であるとする像を喚起させる。警察は公判においても、供述調書の主張をそのままなぞる形で、Aの性格の「異常性」を展開しているのである。

結局、我々のことばで言うならば、容疑点、本件放火事件に対する容疑点、これを簡潔に申し上げますと、まず、酒好きである。深夜、出歩く、徒食しながら、金まわりがよろしい、そして、言うならば、性の倒錯者で、異常性格であるということ、それから、学校に対して、というよりも、全日制の生徒に対して劣等感をもっているということ、それに、C君の当夜の目撃がある。そのほか、何点か私、取り上げましたが、それとあと、強いて言うならば、長期欠席をしている。[中略] こういうようなことで、A君に対する富士高等学校の放火事件の容疑性というものは、非常にがい然性が、きわめて、がい然性が高いのではないか。これは、調べなくていけない。本人を呼び出して、事情を聴取するだけの理由があるというふ

うに認定しました⁴⁵⁾。

「容疑点」となる「酒好き」、「深夜出歩く」、「徒食」、「金回りがよく」、全日制に劣等感をもっていること等を列挙し、「性の倒錯者」はそれら疑わしき要素として等価なものであると述べ、警察はAの性格や経歴をつぶさに捜査することで、事件の容疑者として「きわめて、がい然性が高い」と訴える。そして、Bとの関係を指摘し、「生活費をもらっているんだということを、本人から聞き、これは、性格上の異常者である。性の倒錯者である。まして、会ってみると、内向性がきわめて強いんだということ。」⁴⁶⁾と捜査段階で、Bと金銭の授受があったことを「性格上の異常」ととらえ、内向性＝「女性的な男性」であり、容疑を一層深めたと陳述する。

弁護側がこうした「異常者」像に反論を試みようとした際、警察側は「若い子供さんが、いるから云いたくないけど、大阪で、恋愛関係があって、男の子といろいろあって」と、傍聴席に「A君を守る会」関係者がいることを念頭に置いた発言をし、同性愛の恋愛関係そのものを口にするのも憚られるという態度を取った。それによって、同性愛は語ってはならない恋愛というイメージを増幅させていることがわかる。また、Aは手記において、公判時の警察のホモフォビアを全面に出した言葉の数々を記している。証言台に立った警察官は放火犯罪を10数年勤めており、捜査の「カン」によって、Aが容疑者である十分な根拠があるとして、以下の論を展開している。

証[人：警察]「犯罪には必ず動機があります。放火犯人の犯行動機を大別致しますと、一つは営利目的、つまり保険金目当てなどです。次に怨恨、つまり建物の所有者や居住者に対する恨みから、放火をする場合があります。第三は変質者の犯行、つまり火事を見て興奮する者、又、不平や不満を放火によって晴そうとする者などですが、特に女性と性的異常者が多い様です。Aの場合、この第三に該当します。彼は性的異常者、俗に言うオカマでありまして、男でありながら男を好くという異常な性格です。普通、男を愛するのは女と決っておりますから、Aは肉体的には男性ですが、男を愛する以上、性質的女性だということになります。性的異常者で、しかも性格が女性である男。これはもう、放火犯人としての可能性は、非常に大きいということになります」⁴⁷⁾

このように警察は、自白強要や脅迫については否定するものの、社会全体に蔓延していたホモフォビアは存分に活用しつつ、Aが放火をしたとする像を執拗に語ろうとする。

3.3 判決における動機の位置づけと周縁化されたもの

強引ともいえるA＝犯人像であるが、1975年3月7日一審判決では、警察がつくりあげた動機の主張は認められず、Aの無罪判決となったことは先に触れた通りである。とりわけ裁判官たちは、警察による自白強要は厳しく批判され、別件逮捕も違法性があったと結論付けている。ただし、裁判官の一人である木谷明が回想しているように、「この事件の別件は、警察官の制服をいくつも盗んだというものなので、別件自体にある程度重みがある。」⁴⁸⁾点を重視し、別件逮捕の関連で放火事件を取調べることはやむを得ないとする説を採用していた。つまり、別件逮捕をただちに違法としたのではなく、放火事件捜査のために別件逮捕を理由に長時間拘留したことを批

判するという論理である。したがって、警察の取調べすべてが違法とされていたわけではない。

裁判では「動機は、あくまで人の内心の動き」⁴⁹⁾として、外部からそのような判断がつくかどうか慎重に検討しなければならないとした。直接的な動機の「試験で友達が自分に寄りつかなくなったこと、及び、火事を起こして試験が中止にでもなれば、また友達が寄りついて来るのではないか」⁵⁰⁾という点も、試験はあと一日で終わること、試験直前に友人と酒を飲んでいること、Bが10月26日に帰京する予定であったことなどから「被告人の自白にあらわれた放火の動機は、学校放火という重大な犯行を行なう動機としては、いささか薄弱であるようにも感ぜられる。」⁵¹⁾とし、警察一検察の主張を退けている。

Aの無罪は立証されたが、一方で、警察一検察が構築した「異常」な犯人像や同性愛暴露については深められず、周縁化された。たとえば、「そして、被告人が、……Bと、いわゆるホモの関係にあり、同人の物心両面にわたる長年の援助に被告人が深い恩義を感じていて、同人との関係をその家族や社会一般に知られることを極度におそれていることを知った後においては、右のような関係からうかがえる被告人の異常な性格と放火の動機との結びつきを知るために、その関係を詳細に問いただすこと自体は、とくに非難すべき事柄ではない」⁵²⁾と身辺調査に対する取調べ姿勢自体は許容する判断を下している⁵³⁾。

警察官の制服が盗まれることは、治安上由々しき事態であり、そうした「異常性」は放火事件を調べるための一つの判断材料されたため、裁判官も同じ意識を共有していたことになる。また、前述した通り、警察はAの「性格異常」による放火犯像をつくろうとした結果、裁判においても、過剰ともいえる身辺捜査することを否定するには至らなかった。このように同性愛関係は肯定されていたわけではなく、取調べの「対象」であり、その点ではAが自白強要によって、人格否定されたと訴えたにもかかわらず、それらは十分に深められなかったのである。

おわりに

富士高校放火事件とは、同性愛関係による自白強要という裁判の側面だけでなく、Aの性格や経歴をつぶさに調べ上げた警察が、凶悪な犯罪者像たるべき人物にすべく、生い立ちを含めた家族関係、人物の異常性を際立たせる手法を取ったのである。警察一検察は、Aの成育歴や困難な生活環境から容疑者として疑い、身辺調査で証拠を構築しようとしたのである。

公判過程では、警察一検察側と弁護側の双方が、自白強要の引き金とされた、Bとの同性愛関係の暴露の有無が激しく争われたが、取調室という、いわば密室のなかでの出来事であるため、平行線をたどることになる。しかし、証拠審査や一審判決において、裁判所は取調べをめぐる状況を勘案し、警察の自白強要があったと認定し、強圧的な状況下でなされたかと判断がなされた。しかし、裁判では「異常な性格」と放火の関連については、論点が深められず、警察の制服が盗まれた点を重視し、身辺調査をすることそのものへの疑問は投げかけられていなかった。加えて、Bとの同性愛関係についての取調べも容認された。なぜなら、男性の放火犯＝「女性的」な「性格異常」とする言説を背景として、それらを覆すまでには至らなかったのである。

公判では、AはBとの同性愛関係を暴露されたことの不当性を訴え、かつ人格攻撃とも考えられるような執拗な否定を繰り返していた警察一検察を批判したものの、それは裁判では真正面から論じられることは無かった。富士高校放火事件は、社会的出自や環境をめぐる重層的な差別構

造にあったが、それらが裁判で十分に検討されることはなかったのである。

注

- 1) 日本弁護士連合会人権擁護委員会編『誤判原因の実証的研究』(現代人文社、1998年)。
- 2) プロジェクトG編『オトコノコのためのボーイフレンド』(少年社、1986年) 67頁。
- 3) また同時期にILGA日本(International Lesbian Gay Association)が発行した機関誌『Win』(12号、1989年10月)で南定四郎が「[ユトレヒト大学へのレポート]日本におけるゲイ差別」と題して富士高校放火事件を「放火事件の容疑者の自白はゲイのプライバシーを材料にして、不当につくりあげられたものであった。このようなことが起きるのは、ホモセクシュアリティについてモラリスティックな考え方が支配している結果」と述べている。さらに「このような意識構造は、ゲイのセクシュアリティに対する反感から発生する。彼らはゲイのセクシュアリティとは社会のモラルを破壊すると考えている」(13頁)事件と指摘する。
- 4) 石田仁「富士高校放火事件の再構成—複合差別、セクシュアリティ、(トランス)ジェンダー」『現代思想』(第43巻第16号、2015年10月)、同「富士高校放火事件から考える複合差別 第1回~第6回」『ヒューマンライツ』(No.332~337、2015年11月~2016年4月)。
- 5) 拙稿「第4章 富士高校放火事件が語りかけるもの—同性愛冤罪事件を中心に—」『戦後日本における男性同性愛への「寛容」と嫌悪』(明治大学大学院文学研究科2015年度博士学位請求論文、2016年3月)。
- 6) 今回扱う裁判資料は、「A君を守る会」のメンバーであった大島美穂氏(津田塾大学)が所蔵している資料群である。大島氏によれば、資料群は「A君を守る会」メンバー間で共有されていたものであり、個人資料ではないこと、「A君を守る会」は第3回目の公判(1974年3月25日)に、Aが無罪を訴えたことを知ったことで結成されたが、当初は高校生のメンバーであり資金的に余裕がなかったため、事務所等を借りられず、公判資料を保存する場所も確保できなかった。そのため裁判資料のいくつかは欠けてしまったと述べている(2022年10月30日大島美穂氏メール)。裁判資料には、書き込まれたメモもあり、メンバーの誰かの筆跡だと思われる資料もある。なお、蔵書は段ボール4箱分あり、裁判資料のほかに、「A君を守る会」の活動記録、メモ類、他の冤罪・誤認逮捕事件のパンフレット類がある。
- 7) 前掲、石田仁「富士高校放火事件の再構成」239頁。
- 8) Aが残した裁判に関する手記等は管見の限り、以下のものがある。A「“異常者”というレッテルゆえに……—都立富士高校放火事件被告の訴え—」『終末から』(第9号、1974年10月)、A「『富士高校放火事件』判決を前に」『日本読書新聞』(第1805号、1975年3月3日)、A、百瀬和男、野村英作「定時制差別が『犯人』を作った—富士高校放火事件—」『新地平』(第12号、1975年3月)、A「冤罪を生む“常識”という偏見—富士高校放火事件の孕むもの—」『展望』(第198号、1975年6月)、A「戦いは終ることなく」『奔 ことばの現場』(第2号、発行年不明、未見)、阿藤周平、A、沢崎悦子、中山武敏、土方鉄「えん罪事件にみる権力の犯罪性」『狭山差別裁判』(第27号、1976年2月)、A「差別の谷間で—富士高校放火事件被告の立場から—」『奔 ことばの現場』(第4号、1976年5月)、A「被告人経験者として“弁護人抜き裁判”に想う」『新地平』(第49号、1978年7月)、A「青空の見た日“同性愛裁判”『富士高校放火事件』勝利までの記録①~⑤」『ムルム』(第6~9号、11号、1978年7月~79年1月、79年5月)。「展望」『終末から』は筑摩書房から出されていた左翼系の雑誌、『新地平』は「月刊労働者総合誌」を掲げている雑誌である。また、『ムルム』は男性同性愛向けの文化やファッションを発信する雑誌で、ポルノグラフィティを掲載した他のゲイ雑誌とは一線を画する誌面となっている。なおAは高裁判決後に小説をゲイ雑誌『アドン』に掲載している(「俺が撃たれた日」『アドン 増刊号』(第6巻第2号、1979年1月))。
- 9) 同時代の記録として以下のものがある。石井彰「いつか誰かが火をつけて—教育・差別・私—」『終末から』(第9号、1974年10月)、日比幸一「Aさんのこと」『終末から』(第9号、1974年10月)、A君を守る会「保安処分は始まっている」『日本読書新聞』(第1791号、1974年12月2日)、八木晃介「富士高校放火事件—狭山と八鹿を繋ぐもの—」『部落解放』(第181号、1976年2月)、同「差別と冤罪の構造」(たいまつ社、1976年)、同「母たちの女性史④ 悪女の汚名を着ても」『月刊ペン』(第10巻第4号、1977年4月)、高橋一穂「犯罪の研究⑩—富士高校放火事件—」『創』(第8巻第11号、1978年11月)、百瀬和男「冤罪と弁護士活動」『新地平』(第49号、1978年7月)。当時の肩書きは日比(『終末から』編集部)、八木(毎日新聞記者、東京部落解放研究会会員)、高橋(ルポライター)である。また、『狭山差別裁判』は、えん罪事

- 件当事者たちの座談会、そのほか私家版として、百瀬和男『弁護と随想録—折々の記—』(2004年)、富士高校生グループが編集したものと、A君を守る会編『富士高校放火事件裁判闘争報告集 第一集』(1976年11月、第2刷)、都立富士高校卒業生連絡会編『富士高校放火事件600日への証言—学校と真犯人問題—』(発行年不明)がある。
- 10) 前掲、A「冤罪を生む“常識”という偏見」69頁。
 - 11) 前掲、石井彰「いつか誰かが火をつけて」257頁。引用の傍線、傍点、取消線は原文ママ。以下、同じ。
 - 12) たとえばAと親友であった沖縄出身の生徒を警察は呼んで、「沖縄の人間は日本人じゃない。あいつ等はチャンコロ(中国人)だ」(前掲、A「冤罪を生む“常識”という偏見」74頁)とAに語ったという。
 - 13) 「判例特報① 富士高校放火事件決定」『判例時報』(第763号、1975年2月11日)19頁。
 - 14) A「青空の見た日“同性愛裁判”・「富士高校放火事件」勝利までの記録①」『ムルム』(第6号、1978年7月)37頁。
 - 15) その一つの動きとして、新左翼運動や市民運動関連の裁判を支援した救援連絡センター発行の『救援』や『新左翼』という機関紙には、富士高校放火事件への共闘を呼びかけるものがある。また、裁判の経過を述べた記事も『救援』に掲載されている。このことは「A君を守る会」が救援連絡センターへアクセスしたものと推測される。以下、記事掲載を列挙する。「富士高校放火事件—A君デッチあげと闘う—」(第68号、1974年12月)、「富士高校放火事件—A君に求刑八年—」(第70号、1975年2月)、「富士高差別裁判糾弾! A君完全無罪要求! 総決起集会開かる」(第71号、1975年3月)、「富士高校放火「犯人」デッチ上げ事件 A氏に無罪判決ちとる—検事側控訴に反撃を!—」(第72号、1975年4月)、「控訴審は九月 富士高校放火事件」(第74号、1975年6月)、「検察側の『控訴趣意書』批判 富士高放火事件」(第78号、1975年10月)、「不当な検事控訴は止めろ」(第80号、1975年12月)、「3月29日富士高放火事件デッチ上げ A君控訴審判決」(第107号、1978年3月)、「富士高放火事件・A君デッチ上げ裁判 二審でも無罪ちとる —ただし別件逮捕適法に—」(第108号、1978年4月)、「三つのえん罪国賠判決 富士高放火事件は勝訴 米谷事件で賠償認めず」(第183号、1984年7月)。そのほか、救援連絡センターでの大会で「フレームアップとの闘い」と題した分科会で「A君を守る会」は「平沢貞通氏を救う会」(帝銀事件逮捕者)、「土田・日石・ピース缶爆弾事件」などととも発言をおこなっている(第89号(1976年9月)、第101号(1977年9月))。政治事件とともに、「国家権力」による弾圧の「象徴」として富士高校放火事件は位置づけられる。また、無罪立証に向けた裁判支援については、大島氏(2023年1月4日メール)からお教えいただいた。
 - 16) 「判例特報③ 都立富士高校放火事件第一審判決」『判例時報』(第777号、1975年7月1日)27頁。
 - 17) 前掲、「判例特報① 都立富士高校放火事件決定」18頁。なお高裁の判決では窃盗の取調べ時間を25時間55分、放火のそれを70時間9分と認定している(「判例特報② 都立富士高校放火事件控訴審判決」『判例時報』第892号、1978年8月21日、43頁)。
 - 18) 前掲、「判例特報③ 都立富士高校放火事件第一審判決」28頁。
 - 19) 同前、31頁。
 - 20) 同前、32頁。
 - 21) 同前、32頁。
 - 22) 「富士高校放火事件 証拠なく自供も信用できぬ 捜査を厳しく批判 東京地裁 別件の盗みだけ有罪」『朝日新聞』(1975年3月7日夕刊)、「富士高放火 別件逮捕の被告無罪 自白、信用できない 取調べに数々の違法」『毎日新聞』(1975年3月7日夕刊)。
 - 23) 「富士高放火 『自白強制』高裁も支持 全調書を不採用 『別件逮捕』は違法性なし」『読売新聞』(1978年3月30日朝刊)。
 - 24) 「判例特報② 都立富士高校放火事件無罪国家賠償第一審判決」『判例時報』(第1122号、1984年9月21日)96～97頁。
 - 25) 「『富士高放火』も確定」『朝日新聞』(1988年1月8日夕刊)。
 - 26) 前掲、A「“異常者”というレッテルゆえに……」248頁。
 - 27) 前掲、八木晃介「富士高校放火事件」69～72頁、『朝日新聞』(1984年6月30日朝刊)を参照した。
 - 28) 「供述調書」(1973年11月22日)7頁。
 - 29) 同前、8頁。
 - 30) 同前、9頁。
 - 31) 同前、22頁。

- 32) 「供述調書③」(1973年11月23日) 27頁。
- 33) 中田修『放火の犯罪心理』(金剛出版、1977年) 19頁。なお、こうしたジェンダーの逸脱としての男性同性愛認識は、戦前の性欲学に遡ることができる。古川誠「セクシュアリティの変容—近代日本の同性愛をめぐる3つのコード—」『日米女性ジャーナル』(No.17、1994年12月)等を参照。
- 34) 前掲、A「冤罪を生む“常識”という偏見」75頁。
- 35) こうした複数の差別的な非対称性が重なり様を「インターセクショナリティ(交差性)」として議論する動向が注目されており、Aをめぐる社会的な抑圧形態もそうした方向で捉えることもできる。パトリシア・ヒル・コリンズほか、小原理乃訳『インターセクショナリティ』(人文書院、2021年)を参照。
- 36) 「定時制生徒が放火自供 都立富士校火事」『朝日新聞』(1973年11月24日夕刊)。
- 37) 「富士高校自供 別件逮捕の生徒」『読売新聞』(1973年11月24日夕刊)。
- 38) 「定時制一年生を別件逮捕 富士高放火」『読売新聞』(1973年11月24日朝刊)。
- 39) 「第4回公判調書」(年月不明) 65～66頁。第3回公判が1973年3月25日であるため、5月前後と推測される。
- 40) 同前、66～67頁。
- 41) 「……証言」(1974年9月11日) 79頁。
- 42) 「第19回公判被告人の供述」(1974年11月7日) 111～113頁。
- 43) 「第27回公判 最終意見陳述書」(年月日不明) 59～60頁。
- 44) 「第12回公判 証人……の供述」(1974年7月4日) 53頁。
- 45) 同前、62～64頁。
- 46) 同前、100～101頁。
- 47) A「青空の見た日“同性愛裁判”・『富士高校放火事件』勝利までの記録②」『ムルム』(第7号、1978年9月) 75頁。
- 48) 木谷明『「無罪」を見抜く—裁判官・木谷明の生き方—』(岩波書店、2020年) 131頁。
- 49) 前掲、「判例特報③ 都立富士高校放火事件第一審判決」30頁。
- 50) 同前、30頁。
- 51) 同前、30頁。
- 52) 前掲、「判例特報① 富士高校放火事件決定」19頁。
- 53) なお、弁護士の百瀬和男も同性愛に対して、必ずしも好意的には捉えていなかったとする証言がある。ゲイ雑誌のAの手記では、Bとの同性愛関係に触れ、「保釈後も『逢うな』とは言わないまでも、『裁判所の心証があるから、そういう関係をつづけていることを知られたら困る』という。出来れば私に、同性愛が治ったという態度を、裁判官に対して見せてもらいたいのだ」(A「青空の見た日 “同性愛裁判”・『富士高校放火事件』勝利までの記録⑤」『ムルム』(第11号、1979年5月) 89頁)と語ったことが述べられ、同性愛をめぐる認識に溝があったという。ただし、A自身は手記や一般メディアのインタビューで百瀬や支援者たちに対して、裁判闘争に尽力してくれたと感謝の念をたびたび語っている。また、Aの手記は、左翼系の雑誌とゲイ雑誌では、力点の置き方を変えていると思われる。左翼系の雑誌では定時制高校や被差別部落に強調し、Bとの同性愛関係を「純粋な愛」として論じる傾向がある。一方、ゲイ雑誌ではBとの同性愛関係を大きく焦点化させており、加えて留置所での「女装」姿の男性が収監された様子も描かれている。Aは読者層を想定し、自らの正当性を高める戦略を取っていたと思われる。